

(第九部)

第七回 参議院農林委員会會議録第二十四号

(四六八)

昭和二十五年四月十三日(木曜日)午後一時二十九分開会

本日の會議に付した事件

○牧野法案(内閣提出・衆議院送付)

○家畜改良増殖法案(内閣送付)

○委員長補見義勇君) それではこれより委員会を開きます。

本日は最初に、昨日出席漏れになつておりました……国有林野の放牧採草地への解放の方針或いは現状、こういうふうなものについて昨日岡村さんからの御質問のありました点について、林野庁の方から御説明を伺うことにいたします。この関係で、前から専門的にやつておられた中川技官から、政府委員ではありませんが、説明員として説明を聴取することにいたしましたから御了承願います。それでは中川君。

○説明員(中川久義雄君) それでは国有林野の中にあります放牧採草地、牧野についての従来の経過、現在の状況、今後の考え方という問題につきまして御説明を申し上げます。

この国有林の中にあります放牧採草地というものは、地元との関係において非常に密接な関係があつたのであります。特に戦時中軍の方の要請に基づきまして、昭和十四年は北海道でありましたが、その前に大正五年に陸軍省と当時の農商務省との間に馬産供用限定地、馬のための放牧並びに採草地の取決めがありまして、当時府県の、内地の方の国有林に十三万町歩でしたか、

その後昭和十四年に至りまして更に北海道の国有林に対しても、千島、北海道、本島を含めた九万八千町歩を設定、府県の方においても更に……、ちよつとその数字につきましては後程詳しく資料を持つて参りたいと思ひますが、昭和十四年に至りまして、大々的に馬産限定地を拡張したのであります。これは林業の、国有林の方の側といたしまして、植伐の対象になる非常に至るべき地帯を劃定したというふうな恰好にも国有林側としては一応考えられるのであります。併し何と云つても馬産の重要性ということからそこに相当の面積が設定された、併しながら実際の現状は果してその設定された牧野が安全に余すところなく運用されただかどうかという点については非常に疑問があるものであります。当時の緊急な設定の方針のために、やや立地條件が欠けておつたというふうな所も多いのであります。それが完全に利用されてはおりなかつたというふうな状況であります。そういうふうな経緯が馬産供用限定地にあつたのであります。が、その外にも地元の畜産業の振興、又農業の多角的な経営、有畜農業なり主畜農業なりの経営形態において、どうしても国有林に牧野を依存しなければならぬといつたような面が多分にあつたのであります。それについて国有林野としましては、地元施設制度というふうな意味合において、国有林野法の十一條を適用しまして、地元のための産業助長という面でこれに絶

大な協力を拂つて参つたということ。で、現在その馬産供用限定地と、それから地元のために解放した放牧採草地というものを合して、凡そ二十八万町歩でしたか、国有林の中にある放牧採草地という現状になつております。併しながら先程ちよつと申し上げましたように、その国有林の中にある牧野が完全余すところなく利用されておるといふ状態にはなつておりません。その後農地改革の一環として、未墾地開放と同時に牧野開放ということが叫ばれて、自作農特別措置法の四十一條によつて、小作牧野を自作牧野に開放するという線で国有林野の開放も強く要求されました。農地局と林野との間においてその所屬換の問題が起つて参つたのであります。併しながら牧野と申しましては、牧野法に称する牧野というものは、これは目的主義を採つておるようでありまして、現在の自作農特別措置法による牧野というものの関係がはつきりしない、つまり現状牧野をなしていない所であつても、それを牧野にする意思があるといつたような場合には、牧野法による牧野と称せられる点もあるものであります。この自作農特別措置法による牧野といふものは、現状主義を採つておるといふような関係で、ここで開放する、即ち林野庁から農地局に所屬換をし、農地局から一般農民に売却をする牧野の定義を決める必要があるのじやないかということになりまして、当時昭和二十四年一月、二十三年の十月頃からそ

の牧野の定義について実は農地局と林野庁及び司令部の方のハーディさんで決めたか、その三者においてその定義を決める必要があるといふことで、その定義の検討を約二ヶ月半に亘りまして二十四年の一月になりました。大官通にしたのであります。それによりまして、牧野が林野かという線をどこへ引くかという問題が論議の中心になるのであります。その場の私共の考え方としては、従来牧野の指導方針、或いは又家畜のための草生というものは、裸地におけるよりも少し日蔭がある方がむしろいいのだというふうなところ、これはテクニカル・タームで閉閉度という言葉を使つておりますが、丁度太陽の光線が七〇％の草に当たるよう、三〇％程度の日蔭があつた場合の草生が一番量においても質においてもいいというふうな観点から、技術的な面から〇・三といふところへ線を引きまして、放牧なり採草が行われておる土地であつて、〇・三以下の場合はこれは牧野と認定をする、決定をするといふことに定義を決めたのであります。併しこれは明らかに林野の場合にはこれに該当しないのであつて、林野か牧野かはつきりしないという場合に今の〇・三といふ一つの線を作るといふことになつたのであります。それによつて更に国有林にはどれだけ開放する面積があるかという問題に入りまし

て、これはたゞ一方的に国有林の方の判定に待つたところで使用者側で了解をしないであらうし、又使用者側の要求のみ強く取入れるということになります。国有林の管理経営上の問題も起つて来るというので、農地局と林野庁において共同調査をしまして、各県並びに各官林局の所在地の営林署、この両者において共同調査をしよう、お互いが納得の行くところでその所屬換をする。つまり開放をする牧野の決定をしようということに相成つたのであります。その調査を始めまして、現在の段階では、これは大分食い違ひがあるのであります。営林局の方で開放してもよいとこれは牧野に該当するといふ箇所が千八百九十八箇所、面積にしまして、九万八千二百六十六町歩という面積が参つております。これは勿論その定義による所屬換の見込の面積であります。ところが農地局の方の調査によりますと、これは農地局の方の、又一方的な調査といふことにもなるので、そちらの方の見込によりまして、個所数ははつきりしませんが、面積においては、十四万三千三百四十六町歩という数字になつております。約五万町歩程の食い違ひがあります。これは今の牧野の定義並に現在の使用状況といふものから判断して、更に共同調査を進めて、相方の納得の行く数字を見出したい、かように考えておるわけでありまして。

次に今後の行き方でありまして、が、先程もちよつと触れましたように、こ

の国有林の中にある牧野といったようなものは、要するに非常な戦時中の馬鹿の要求によつて、林野としては造林或いは伐採、植伐を非常に重要視している近郊の地帯、と申しますか、そういう地帯を開墾をしたという恰好になつておるので、それが完全に使われておるのならば問題はないのであります。が、使わないといつたようなこととか、その使用状況については、十分技術的な判断をする必要があるもので、單に土地の開拓とか、或いはそこに生えておる立木を旨と、こういつたようないろ／＼の含みのある行き方は一切排除する必要があるというようなことで、非常に技術的な面を嚴格に據つておるのであります。といつて何も使つておる土地を全部取上げてしまふのではないといふのであります。それは先程林野庁長官で各官林局長の方に通牒をしたのであります。その開放した牧野、つまり所屬換をした牧野といふものが、余すところなくよく使われて、更にどうしても畜産振興上、農業の経営上必要だといふ土地を国有林を求めるときは、国有林はそれに全面的な協力を惜んではいけない、ただ所屬換をしたり或いは開放したと言いますか、その牧野が使われておるか使われていないかをよく見定めて、その土地の高度利用という面を十分顧みながら、更に国有林の地元に對する考え方をよくききさせなければいけない。ややもしますとその点非常に不明瞭な問題が起き易いといふことを心配しての話なのであります。そういうような意味の通牒を出しております。従つて国有林の今後の行き方としましては、開放した牧野が十分使われたと

いう客観的な資料というものが揃つた場合には、更に国有林の管理経営上支障のない所を使つて頂く、その使い方はいろいろあるものであります。牧野という形態で行くか、或いは混牧林、つまり林業と畜産とをそこに等分の重みにおいて使つて行くといつたような混牧林の行き方もありましようし、同時に使ひ方にはいろいろ使い方があつたわけでありまして、とにかくそういうたような高度の土地の利用に持つて行くといふことに方針を決めておるような次第であります。

ただここでちよつと附言しておきたいのであります。国有林は御承知のように特別会計の立場を採つておりまして、国有林を開放する或いは国有林を所屬換をするという場合にその所屬換に要する経費といふものは国有林の中にないといふのであります。従つてその経費は全部農地局の方で負担をして頂く、又国有林は一般の山と申しますか、ちよつと違ひまして、その管理経営といふものを厳にやつて行く必要がある、特に国民の国有林というような立場から、所屬換をしたところとの境界線は明らかにする必要があるといふことで、その測量に要する費用、そういうたようなものを農地局の方に見て頂くという建前になつております。農地局でその経費を十分見て頂くといふことが前提になつての所屬換ということになつております。

それから又所屬換を強いてしなくとも、現在牧野になつておるのであります。それが地元の農民の方が使うことは一向差支ない、開放の場合、即ち未墾地の開放の場合と牧野の場合とが趣が違つておりまして、現在はおも

でに牧野になつておるのであります。から、所屬換の時期の問題はそう急ぐ必要もないのではないかと、いふように私共は考へておるのであります。農民としては直ぐそれを使つておるのであります。から、ただ所有権が早く自分のものになるか、或いは遅くなるかといふ時期的ものだけの問題で、それが絶対に自分のものにならないければ使えないといふのではないのであります。この点は誤解のないように御了承を願ひたいと思ひます。

それから次に對価の問題なのであります。農民の方に十分な負担をかけないといふことが建前になつておりまして、旧對価で、旧価格で所屬換をしたいといふことに考へておる次第であります。以上概略の国有林の牧野の今までの経過と状況、今後の行き方の御説明を申上げたのであります。尚、いろいろ御質問を承りましてお答えいたします。

○岡村文四郎君 今お話になつたのは限定牧野のことですが、これはよくお考へになり協議されておりになつておつて、その立場は非常に筋の通つたよい話だと思ひます。ところが實際を見ると、上からの指示通りにいつておらんやうであります。やがてその時期にそれはそれで賣つて貰ふやうにして貰ひたいと思ひます。そのことは今お話がありましたように、實際に牧野として効率的に利用しておるかどうか、それを調査していただくやうであり、一昨返還をする、然る後に何とかする、こういうやうなんで、最後にそういうことで判を押して貰つた、こ

うのが大分あるやうです。他にもありますが、そこでそれはそれとして、東北地方に国有林といふのがありまして、これは今一体どうなつておるか、北海道にもあつたが、これは多分開放されておると思ふのですが、東北のやつは農地に開放する価値のないやうな悪い、平坦地であつても価値のないやうなものが多かつたと思ひます。が、現在の状況などは一体どうなつておるか、お分りだつたら御説明願ひたい。

○説明員(中川久義雄君) 先程の末端といひます。菅林署の方で林野庁の通牒の趣旨を或いは誤解をして、それで返還を申出たといふことは、私まだ聞いておらないのであります。現に使つておつてそういう所が全部開放するのだと、更にそれが十分使われた後で、更に国有林に牧野を求めるといつたやうな場合には、国有林野法によつて貸付使用を求めて行くといふことで、その点は地元の方で菅林署の方で連絡がついていないのじやないかと思ひますが、そういうことは聞いておらないのです。

○岡村文四郎君 これは現にあること、実は私の村から私達に陳情書が来た。そこで私の部落のすぐ隣りに八百十九町の限定地があつたわけ。ところが御承知のように調査をするのに相当の時間がかかるし、金も要するわけ、それが全部馬を放して馬や牛を放すやうにまだ成功してゐなかつたらしい、そこで全部が掃下なり或いは借りを考へてやつて貰ふと思つておるうちに、何回も来たそうですが、それは話をしてお互いに話をした上にや

つて欲しいといふ先方の申出があつたので、それを無理に返還するといふことになつた。その中一区劃だけ百三十三六町三反九畝二十歩といふのが少し許可になつておる、ところがそれは非常に山間僻地で、もと／＼土地が悪いので、畜産を加味しなければ百姓が成立たないやうなやつで、若しこれが貰へないならば、五部落の農業の経営の方針を変えなければならぬといふので、そこで林野庁に行つて、それから行くべきところに行つてお聞きしたが、そういうことでこつちには書類が来てないので、向うの道庁の農地課や用地課と菅林局の話が決まらないものと見て、そういうことだといふので行つて見ましたが、そういうわけであつた方お考へになつておると違ひわけですが……

○政府委員(横川信夫君) 今のお話を伺いますと、私共の取扱が少し間違つておるやうに思ひます。至急調査をいたしまして公正に取扱をいたすやうにいたしたいと考へております。

○委員長(橋見義男君) 牧林の問題でこの委員会にも、委員会といひます。か、議長宛にこの委員会に付託されておる諸君、陳情が沢山ありますけれども、曾て、北海道の問題も今お話がありました。岩手県の問題で相当多くの陳情があるのですが、それはこういうことなんです。例の今お話になつた養育院の問題、これは二十四年一月の現在ですが、一定の時期を満して、そのときにおける養育院が、三〇%と、さう出ている。ところがそのときは例えは農村にまだ力がなくて、或いは家畜も揃はず、従つて養育院はその

能つて国有林の今後の行き方として、未墾地の開拓の場合と牧野の場合とが、開放した牧野が十分使われたと

る、こういうふうな中で、最後にそういふことで判を押して貰つた、こうい

は話をし、お互いに話をした上にな

えは思ふに、なつてつて開拓地はその家畜も揃わずに、従つて開拓地はその

ままにしておいた。ところが他の方

ところが周囲全部殆んど官林なんで、

の方は協同調査を始めていないもので

たの方で分つておりますか。

うところへ行つた方がいゝのじやない

は、相当進んでおつた所は三〇%以下
になつて、これは三〇%以上になつて
おる。そういう一定の時期を過ぎた
ことによつて非常に不公平が生じてお
る。こういうことが一つですね。それ
からもう一つは、先程お話になつた中
で、完全に利用されておつて未だ足ら
ん場合は協力を惜まないというが、そ
ういふ場合にはこれは完全に利用され
ていないじやないか、こういうことか
ら、頭から撥ね付けられておるから、二
の句が経たない、こういう問題です
ね。そこでこの場合に二の句は実は維
ぎたいのだ。現に牛がこれだけおる、
或いは馬がおつて足りないのだ。こ
ういふことでは頭から撥ね付けられ
ておる。勿論これは私も実は営
林局におつたものだから、営林局の心
理も分るのであるが、大体営林局の扱
ておるものは国のものであるというこ
とであるが、同時に自分のものである
が、とき、これはよいところであり悪
いところであるが、可愛さとい
うか、大事さを以てやるものだから、
開放ということについては先ず消極的
に態度を決めてしまつて行くというこ
とが、地元から見ると結局中央へ申込
をして来るというふうなことになるの
ですが、そこで一応あなたの方なんか
でも御調査になつておると思ひます
が、岩手県の事情が若しお分りになつ
ておつたら、この機会にお話して頂き
たいと思ひます。

これを牧野の立つように放牧地にする
のには苦勞なくともよいのじやない
かという考が強いから、村長よりは住
民がやかましい。私はそれを全部どう
するといふことも考えておられませ
んが、今一區調査等やつてくれとい
ふことは困ると思ひます。営林局長
に話しておこうと思ひますが、廻れん
ものですから、手紙を出してよく考
えて見てくれといふことでやつておるの
ですが……

委員長の方、岩手県の問題なんです
が、二十四年の七月現在の需要状況と
いうことによつて、所管の一應の方
針を決めたといふのは、そこに巾を持
たしてしまふと、振う方の末端の
方で非常に混乱をするといふことが一
つと、そういうことで二十四年の現在
に……

たの方で分つておりますか。
○政府委員(山根東明君) 東北に国営
牧野が、秋田県一ヶ所、岩手県一ヶ
所、それからもう一つ福島県にあつた
わけですが、設立の当初の目的は、馬
の放牧を主たる狙いとしてできたわけ
で、そういう関係がありましたのと、
一つには国の予算の關係もありまし
て、昨年度限りこれを廃止したのであ
ります。それで、そのあとがどうなつて
いるかという点であります。調べま
すと、岩手の世田米にある国営牧野は
果で引継いで、大部分牧野として引継
いで経営をしている、それから秋田県
の大湯国営牧野は、これは地元の租
入権者が入つていて、こういうふうな
実情であります。

○委員(補見義男君) もう一つは、
これは放牧採草場というものは、必ずし
も国有林に限りませんけれども、大体
国有林の開放というものが目標にされ
ておるわけなんです。その場合に林
野庁と畜産局の間において、例えば牛
馬頭数に応じて、こういうふうな国有
林を開放して行くのだといふふうな畜
産増殖計画と結び付いた開放計画とい
うふうなものがあるのですか。

○説明員(中川久義雄君) 分りまし
た。お答え申し上げます。植地の方の牧
野ですね。馬鹿限定地は実は私が当時
農業をやつておりました。私自身に
も記憶があるところなんです。確かあの辺
の農業としましては機構を十分完備し
て行かなければ立つて行かれない。牧
野を高度に持つていくといふことは、
特に開心事だと思ひます。今の土地を
返還して、一応白紙に戻してからと
いうふうなことは、まああり得ない
と思つておるのですが、そういうことな
ら、これは十分、先程長官が申上げた
ように調査をしまして、若しも誤りが
あれば正したいと思ひます。

○説明員(中川久義雄君) 七月です
か。七月現在に使つておるところの、開放
という巾を持たせるといふことになる
と、非常に末端の方において混乱が起
るので、そこに一応線を引いたのです
が、実際の事情は確かに委員長がおつ
しやるように、戦時中の家畜の不足問
題とか、いろいろの人手が不足だ、こ
ういふために使いたくても使えなかつ
たといふ牧野があると思ひます。それ
については、そういう状況を十分判断
をして、開放の線に行くようにとい
うことを、會議において促がしてゐるわ
けであります。というのには、そういう
ことを明文にしようがないわけなんです
が、明文にすると、非常に判断をす
る上で困る場合も出て来るので、會議
においてそれ／＼に指示をしてゐる、
こういう状況なんです。

○委員(補見義男君) それから中川
さんもう一、二です。今度自作農創
設特別措置法が改正になつて、政府買
収といふことがなくなりました。そ
うすると国有林の放牧採草場に対する開
放問題は昔に戻つて、地元に対する直
接貸與なり或いは直接拂下げ、こ
ういふ恰好になるわけですね。

○説明員(中川久義雄君) そうです。
それにつきましては、これは牧野のみ
でなく、地元の薪炭林の問題或いは落
葉、下草の採取の問題、いろいろの問
題が、いわゆる農用林という形で出て
いるのであります。その農用林の考
え方を、国有林野法の改正のときに十
分繰込んで行く現状の国有林野法の規
則では、單に牛馬の放牧といふだけで
あつて、もつと巾の広い家畜といふ面
がないわけではあります。牛馬だけじ
やなく、家畜の放牧といふところまで
つと巾を広げた国有林野法の改正とい

○説明員(中川久義雄君) 畜産局とは
いつも連絡を密にしておるのであり
ますが、今度の国有林開放というの
は、要するに畜産行政に果してプラス
になるかどうか、私もちよつと疑問な
んです。土地を大きなところから取
つて細かく農民に持たして行く、農地
の場合は別として、畜産のような場合
は、むしろ牧野が荒廃するのじやない
か、細かく細分をしておの／＼が木構
をやつたりおの／＼牧草を使つたり
おの／＼が水飲場の施設を作つたりす
るというところが、果して畜産振興上
いかにどうか、それだけ農民に経済力
の負担があるかどうか、こういう問題
も考えなければいけないじやないか、飽
くまでも牧野といふのは共同的に、と
にかく施設といふのは相当金がかかり
ますものから、その施設には共同
的に金を出し合つて行くといつたよう
な考え方の方がいいのじやないかとい

第九部 農林委員会會議録第二十四号 昭和二十五年四月十三日 【参議院】
○岡村文四郎君 これは中川さんは北
海道におられたのでよく分つておる
と思ひますが、私は今申上げましたこ
ろは、その派が延長十六里の派で、川
口から五里半ばかり行つた所にある。

○説明員(中川久義雄君) まだ北海道
から五里半ばかり行つた所にある。

○岡村文四郎君 そういうことをあな

○岡村文四郎君 そういうことをあな

○岡村文四郎君 そういうことをあな

うことも考えられるのですけれども、とにかく今度は土地の開放の問題ということで農地局と林野庁との間における事務的な関係が多いので、その畜産の振興という問題については、いつも畜産局は緊密に連絡を取っておるのですけれども、その問題とちよつと別なもので、自作農創設特別措置法による開放という、そういう方の関係があるのじやないかと思ひます。

○羽生三七君 この牧野法が今お話のように、農地局関係、林野庁関係、それから畜産局関係、それらの関連を持つておると思ひます。特に畜産局関係が、この牧野法の問題を主として今度の提案の際に提出されておるようでありますけれども、その一休狙いは、この提案理由の中にあるように、国土の保全と牧野利用の高度化を図るためというふうに語られておるのですが、それが狙いなのか、或いは牧野でありますとか、又畜産の意味が含まれてい

ると思ひますけれども、大体前の牧野法の歴史的な経過から、畜産局が今度これを担当されるのか、新しく今お話のあつたように、畜産振興ということをお進んでこれが畜産局に担当になつておられるのか、それをちよつと承りたいと思ひます。つまり歴史的な関係から畜産局にこの法案が担当されておるのか、新しく畜産振興ということを何か狙ひとされて畜産局がこの問題をやつておるのか、それによつては問題がいろいろ違ふと思ひますが……

○政府委員(山根東明君) 御質問の趣旨に或いはびつたりしない回答になるかも知れませんが、私から申上げます。従来牧野が土地改革の問題ができるまでは主として林野に限定されてお

つたのでありますが、林野との間に非常に関係が多かつたことは従来からそのうであります。今後においてもそうであると思ひますが、ただ、この牧野法を改良して、その効用を最高限度に發揮させることによつて畜産の振興を図つて行きたいということが現行の牧野法におきまして、新しく提案した牧野法におきまして、中心の使命をなしておるような関係で、牧野法は従来同様畜産局の所管の法案として提案したというふうなことになると思ひます。

○羽生三七君 前に林野庁の方からお話があつたようでありましたが、若しこれが畜産奨励、この法案の狙いが畜産奨励ということにあるとするならば、この先程お話の牧野の開放の問題と非常に私は関連があると思つております。それは地方公共団体がその牧野の開放に基いて、いろいろな規定を作るようになつておつた。そういう問題と関連なしにやつた場合においては却つて畜産というふうな、非常に汎汎な共同のな形の方が発展性があるのに、むしろその逆にいくような、ただ保全とということだけで、何らその利用の面が、広い意味で解釈されておらない場合には、その成果を挙げる意味においては余り効果的なことが期待されないと思ひます。その点はどうかでしようか。ただ牧野の保全という高度の利用ということに重点を置くことがなくなつてしまつたと思ひますが、地方公共団体が管理規程の中に、全くただ保全ということだけを謳つて、むしろ共同的な放牧とかそういうようなことを少しも考慮の中に入れていない

という場合に、十分効果が期待できるのですか。

○政府委員(山根東明君) 私共としてはあくまで牧野の高度の利用ということとを、これはこの牧野法全体として狙つておるわけでありまして、管理規程の内容等につきましても、例えば第四條に私共が予想してあります管理規程の内容を列記してあります。ただ、これらも私共の意向としては、ただ単にこうすることによつて国土の消極的な保全、そうしたお話を御趣旨のような消極的な気持を持つて書いたつもりはな

いのであります。積極的に牧野の高度の利用ということを実は狙つておるつもりでございます。

○委員(補見義男君) それでは先程の北海道の事例その他よくお調べ願つてからまた適当に御処置を願ひます。

○委員(補見義男君) それでは家畜改良増殖法案についての質疑をお願いすることにいたします。

○種畜法関係は去年よりも今年の方が予算は減つておるのだが、これはどういふふうなんですか、平衡交付金の方で埋つておるのでしょうか。

○説明員(神尾正夫君) これは種畜法の経費は、主として種畜検査を行なう委員の構成が農林部内の職員と、それから地方庁の吏員、こういう構成になつておるのでございまして、この費用の中の旅費として華がつておりますものは、農林部内から派遣いたしますところの職員の旅費であります。委託費は地方庁関係から種畜検査班として参加する検査員の旅費ということになつております。それが従来の関係から

いたしまして、昨年に比べて今年はいろいろと、検査の効率をもう少し高めようというふうな大蔵省の方からの要求がありまして、検査の日程その他を二、三年間の実施の成績に鑑みましてより合理化いたしましたことと、もう一つは、検査の一般の構成人員を本年は一人減らしたというふうな関係で、昨年に比べて若干減つて参つたのでございまして、できるだけこれは只今申上げましたように検査の実施の計画を効率的に編成するといふようなことで、以て最小限度必要な経費としてこの程度で大体やつて行けるのではなからうか、こういうふうな考をいたしました。

○委員(補見義男君) これは予算は減つたけれども、一方で検査手数料というものの収入を見込んでやつておるというふうなことは、ないのですか。

○説明員(神尾正夫君) それは国の方とはともかくといたしまして、県の方では法律の改正で、従来全部を検査は面で行うということにいたしておりましたけれども、一部の検査は県地方長官が行うというふうに改正いたしました。その際地方といたしましては、やはり若干そこに何か収入の面が入りま

せんと検査の実施をやるのに県の立場としても甚だ困るというふうな実情でございましたので、一応そこに検査手数料と、いづれあとで御質問もあらうと存じますが、そういうふうなことも新たに法律改正いたしましたのであります。そういう面から地方といたしましては、若干この面にはそういうものを引当てていたしまして、県費として若干の経費は組める、こういうふうな事情も県から承つておりますので、

実質的の経費と申すものは本省で組まれております。全般的の経費は若干減つておりますけれども、實際恐らく昨年の同様の経費が当てられるのじやないか、こういうふうに思つております。

○委員(補見義男君) それからもう一つ、法律の三六條の手数料の納付、これの手数料として大体どのくらいの金額が予定されておるか、分つておつたら一つ御説明頂きたいと思ひます。

○説明員(神尾正夫君) 御説明申上げます。大体主として大きな費用は、種畜の検査の一番最初にございまして、国が行いますところの定期検査、臨時検査、それから県が行いますところの臨時検査、以上の手数料の範囲がそれと、千円以内ということになつておりますが、これは實際昨年の実績を見てみますと、これは實際昨年の実績を見てみますと、一頭につきまして實際の実際が六百四十四円ばかりになつております。従いまして、今回の手数料も一応ここには千円を超えない範囲においてということになつてございまして、實際上は大体これは只今申上げましたように、ほぼ六百円何がしが昨年の実績でございまして、概ね六百円程度というふうなことで、一応省令で決めた、こういうふうになつております。

○委員(補見義男君) そうすると総額はどのくらいでしようか。

○説明員(神尾正夫君) 昨年の検査の頭数が牛馬を合せて一、五五〇頭くらいになつてございまして、平均六百万円といたしまして、九百万円という程度になつております。

○委員(補見義男君) 九百万円ぐら

いは馬馬益金で畜産振興に廻せないの

より。従来牧野が土地改革の問題がで
きるまでは主として林野に限られてお
ける。その共同の放牧とかそういうよう
なことを少しも考慮の中に入れていな

参加する検査員の旅費ということにな
つております。それが従来の関係から

若干の経費は相成る、こういうたよう
な事情も県から承つておりますので、

（委員長（補見義男君））九百万円くら
いは競馬基金で畜産振興に廻せないの

でしようか。去年は取つておりました
か。

○説明員（神尾正夫君） 取つておりま
せん。

○委員長（補見義男君） 競馬法による
畜産博覧会で何十万円か、何億か何
か、そんな金を畜産振興に使おうとい
うときに、九百万円の金が出せんとい
う理由がちよつと分らないが……

○羽生三三君 実は午前中は私達社会
党の農林関係の議員や政調会の者が集
つて農産対策の研究をやつておつたの
ですが、そのうち、まあ食糧の問題を
主にして今日やつていろいろに、たま
たま談が畜産問題に及んで来たわけ
で、そのときに各人の意見としては、結
局対日援助資金が段々減らされて、昭
和二十八年にはゼロになる、そういう
場合に本年度は、御承知のように昭和
二十四年度は四億五千万ドル程度の補
助のうち、輸入食糧は日本の金に換算
して九百二十億以上になる、これは漸
次なくなつてしまふ場合には、まあ恐
らく明年度あたりは援助資金と輸入食
糧代とを／＼になるのじやないか、
そういうことを考えた場合に積極的
に畜産振興をやつて、或いはパン食な
んかをコンビネーションして日本の食
糧の節約を図らねば駄目だというよう
な結論に達したわけなんです、そこ
ろがそれは理論としては結局いいのだ
けれども、結局価格の点で米よりもず
つと高くつて、実際問題としては問
題にならない、そういうことによつて
るわけなんです。そこで私は現在そうい
う乳製品、或いはその他の食生活の指
導というものは、厚生省の方でやり
なつてゐると思うのですが、所管が
ずれてあつても、單に畜産を奨励する

という、自然に放任して日本の国民が
その乳製品なり或いはパン食なりを自
然に取入れる時期を待つておつてもこ
れは始まらない。結局輸入食糧を減ら
して、国内の自給度を高めて行くとい
う場合には、農林省なり或いは厚生省
なり所管はとにかく、或いは一体にな
つても結構ですが、積極的な食糧とい
う面からもつと高度な何か対策を立て
られるというところをお考えにならない
と、この畜産改良の法律案の内容を見
るといふと、殆んど人工授精のことが
主でありまして、別段そのこと自体は
問題ないわけですが、そうやつて奨励
して行く根本的問題は、結局製品の
自給度を高めて、或いは農家の農業経
営の中に、家畜を導入する、そういう
ことだと思ふのですが、決してそうい
う根本的な対策というものは全然立
てにならないわけですか。

○政府委員（山根東明君） そうしたお
話のような観点から、私も実は畜産局
の政策を取上げておるわけで、私共の
政策は一口に言へば現在のところそう
いうことを目標にしておるということ
が言えると思ふのであります。具体的
にはどういふことを考えておるかとい
うことになりまして、これも一口に言
へばあらゆる施策がそういうことを目
標にするわけでありまして、成る程こ
の法律の人工授精のことが規定には大
部分を占めておりますが、それによつ
て種畜の改良増殖を図ることによつて
いい家畜を増産して行く、最後の狙
いはやはり畜産の増殖にあるわけであ
りまして、私共が現在一つの計画の目
標として持つておりますものは、御承
知の畜産増殖五ヶ年計画というものが
立てられておるわけでありまして、こ

が立てられました当初の狙いは、勿論
御趣旨のようなことで立てられたわけ
でありまして、當時すでに状況は今日
と若干違つておりましたけれども、畜
産物を増産することによつて、一つに
は我が国の食糧問題をそれによつて解
決して行くという狙いは勿論あつたわ
けであります。五ヶ年計画がそういう
ことで私共の一つの根本的な私共の施
策の中心をなしておるのでありますし
て、それを中心として私共のあらゆる
施策が動いておると言うことがまあで
きることと思つておるわけで、これが今
日まで頭数の面におきましては、いろ
いろな事情もありまして幸いに比較的
順調に進んでおるといふことは言える
だらうと思つておるわけであります。ただ情勢
がその後変りまして、お話のような関
係の事情も更に一層重要視して取上げ
なければならぬような事態に今日立至
つておりますので、この五ヶ年計画を
そうした事態に即応して、もう一度こ
れを検討しなおすという時期は、私共
としてはそういう時期に到達いたして
おるのではないかと考へ方をいた
しておりました、折角いろいろな面から
この再検討を続けておるような現状
でございます。

○羽生三三君 それはまあ是非そうい
う方針で進んで頂きたいと思つてい
ますが、結局自然に放任しておつても価格
の点から、なか／＼乳製品を取入れる
というところは困難であるし、又日本の
食生活の点でもそういう事態が全然行
われておらない。そういう点から考へ
て、單に技術面だけの問題でなしに、
食生活の解決なり、それとの関連にお
いて農林省内の畜産局以外の他の部
局、或いは厚生省等の関係において、
何かもつと高い見地から一貫してそ
ういふ問題を討議されるというようなこ
とはないのであるか。例へばばらば
らにやつておられるのか、或いは今ま
でそういうことがなければ、今後でも
よろしいのですが、今のお話のよう
な食糧問題の解決というような基本的な
点にこの問題を集中して、高所から、
他の部局とも関連性を持つて根本的な
立案に向つて行かれます、そういう方向
を確立して頂くことを特に希望してお
きます。

○委員長（補見義男君） さつきの検査
料の問題なんです、これは我々の
方の委員会としては、できるだけ農家
に負担をかける法律は避けたいとい
うので、今までもずつと探つておるの
ですが、ここでお伺ひするので、
先程の予算のお話を承ると、大体去年
よりは金額は減つておるけれども、併
しそれは班の編成を変えたり、或いは
合理的にやることによつて大体減額は
賄えるというふうになつておると
すれば、種畜検査は、去年も種畜法で
やつておつたのだし、特にこの際経費
の面において、収入の面において生産
者から取らなければならぬ事由がない
ように思ふのですが、その点はどうな
んでしようか。

○政府委員（山根東明君） 実は先程、
従来のやり方を合理化することによつ
て検査の支障は大抵ない見込だとい
うようなお話を、御説明をいたしたので
ありますが、実は從來まで国が出向き
ますものは、国の役人が出張旅費を使
つて出たわけでありまして、地方には
委託費として、何と言ひますか、欄
で経費を配付して来たのであります。
ところがそれがなか／＼十分でない、

非常に不足がちでありまして、恐らく
府県は相当の程度の自腹と言ひます
か、自腹を切つておつたような実情で
あつたやうであります。そういう意味
で成る程合理化し、日経は短縮し、更
に班の編成も縮小して能率を上げる
いうことで、昨年度の経費の対比の
面におきましてはそういう面でもカバ
して行くつもりではありますけれど
も、実際本当に掛かる経費が従来或る
程度県自体の経費にも負担をかけてお
つたという実情でありますので、この
度新しく県営の検査を都道府県知事の
検査に委任した面に対しましては、こ
れはこうした手数料の収入を一つの財
源に考えざるを得ないような事情があ
つたのであります。実は私共といたし
ましてでもできるだけ手数料を取らな
いことでも行きたいという気持は持
つておるのであります。なか／＼国
なり県の財政が御承知のような事情で
ありまして、そういう点と、一つには
この検査を受ける本人の利益にもなる
点もありますので、そういう点も考へ
まして、まあ他を顧みて申し上げます
は如何かと思ひますけれども、例へば
農林物資検査法案等にも強制検査に対
する手数料を徴収する制度もあるわけ
であります。そういうような事情か
ら、手数料徴収の規定を新しく加えた
わけでありまして、

○委員長（補見義男君） 私の聴いてお
るのは実はこういうことなんです。種
畜検査というものは四條の規定で行く
と農林大臣がやるのが本則だ、それ
で第二号で疾病その他やむを得ない事由
によつて行ふことができない場合に都
道府県知事が臨時にやるのだ、従つて
検査は本来は農林省がやるのだから、

今の御説明で行くと、二号が主で一号が従で、二号のために検査料を取るようにとれるのであります。それはそうでなくて、二号は飽くまで従なのだから、従来もやつて手数料を取つておられないなら、本年改めて取る必要はないのじやないか。農林企画の問題についてのお話がありました。実はそれも問題にしておるのです。同様に。だから四條の二号の「疾病その他やむを得ない事由」というのはどういふ事由なんでしょうか、そうすると。

○政府委員(山根東明君) 実は国がやる検査が原則でありますけれども、実際問題といたしましては、私共の畜産局の職員が全国百五十万の種畜の検査の全部を同局の職員だけでこれをやるわけに行かないのでありまして、局から出た人に県の人、まあ何と言いますか、参加して、そして局の人と、国の人と県の人と一つの班を組織して置くという場合が多いと思つてあります。そういう意味で、形は国費検査が本則でありますけれども、県に相当な経費の負担をかける。それに対して委託費をこちらが配付するのであります。それが十分でないというううな関係になつております。

○委員(橋見義男君) いや、まだ私の質問の方がまずいから、或いは分らないかも知れないが、だから余計おかしというのです。農林大臣の行方検査に対しては、検査手数料は国が収入になるんです。三十六條で、そうすると今のなんで行くと、国は去年と同じことをやつて不当利得を何百万円か取るということなんです。だから余計それはおかしいじやないかという気がするのですが、まあ私の質問はこの程度にして、外に……

○岡村文四郎君 この法律は、前の種畜法から見れば随分つきりして、僕はあの種畜法というものは誠に現在の種畜の価値を非常に落すものだと残念に思つておるが、これは大分いい方に向つておるんですが、ここで問題が主として種付にある法律になつておるんですが、殊の外人工授精を主として、第三章の十一條から三十二條まで殆んど人工授精のことばかり書いてあるんですが、提案理由の説明の中に都道府県に人工授精所を建てさせる、それが二百六十ヶ所、半額以上の国庫の助成をするというふうに書いてある。それをそのまま丸呑みすると、この授精所は都道府県が経営するものだ、こういうふうな考えられるが、それはどうか。

○政府委員(山根東明君) 大体都道府県、何と申しますか、経営するものに対する人工授精所に対しては、私共は補助して行きたい、こういう気持ちであります。

○委員(橋見義男君) いや今の岡村さんの質問は、人工授精所というものは都道府県だけがやるのかということじやなくて、二十四條でむしろ都道府県以外のものもやる人工授精所の方が多いんだから、民間の方がいいのでは。

○岡村文四郎君 問題は今までさへもそういうことがなかったのに、国がやることを廃した以上、都道府県の方にそういう助成を出してやらせて、民間にそういうことをしないということが、我々は汲み取れんものですから、私は全部を挙げて助成するならば、民間を助成すべきであつて、都道府県なんか

放つて置いていいと思ふ。そこで考へ方の根本が分らんものだからお聞きしておるんですが、都道府県もよからうけれども、それは国が助成しなくても県がやればいい。やる力のない民間がやろうとする時分になんにもなくて、都道府県ばかりやるというのはどういふわけですか。

○説明員(齋藤弘義君) 私は、この法律は都道府県の施設でも国の施設でも、それから民間の施設でも、すべておしなべて一様に人工授精の本来の目的を達成するために、うまく行くように規定する法律であります。それから補助するといふやうな、結局その中の政府が最も力を入れてやるべきものを補助するといふのはどういふ意味かと申しますと、現在各地にもう大部前々から人工授精を奨励してありまして、いろいろ方法で普及してありますが、その普及の進度から申しまして非常にまだ低いわけでありまして、それでそれを更に例えば牛に例をとつて申上げますと、この図表にも書いてありますように、人工授精の実施状況の附表10の中の1から3つと全部書いてありますけれども、このやつております一都二府三十県とかやつておる所だけをみて見ますと、種牡牛一頭当りの頭数が、最高の役牛で見ても三頭とか、最低が百とか、そういうような程度で低いわけですね。実際に改良をうんと促進させ、又こういうような生産費の低下させなくてはならぬ時に種牡牛をうんと経済的に利用して生産費を低下させようといふのは、この一頭当りの頭数をものと上げなければならぬ。現実に諸外国では一頭当たり平均千頭ぐらゐのところまで行つ

てゐるわけですね。そういうところに対してはどうしても技術的指導なり、或いはどういふふうにするのだ、どういふ技術を使うのだ、或いはどういふ機構をやつたり一番いいのだといふことを現実に見せなければいけません。そうすれば、例えば今日一頭について四十頭か五十頭しか年間に種付しなかつたものが五百頭でも六百頭でも種付けすれば種牡牛経営そのものもうまく行くわけです。ですからそれは、民間のやつがそういうふうになりまくやりますれば、補助の必要は全然ないわけです。収入があつて、むしろ補助を貰うより儲かるわけです。ですからこの、如何にしたらいいかといふことを示すためには、こちらの方でモデルを示してやるのが一番いい。モデルを示してやるには、幸い保健衛生所法で衛生所が今度できます。衛生所で人工授精も相当やつておられますから、そのところのこの人工授精の設備を、更になに所には付けて、そして補助の外に又国有の種牡牛貸付なり種牡馬の貸付もそこに置いて、技術者もつつけてやつて、そして如何にしてその地区に最も適当な機構で以てやるかといふこと、モデルを示せばいい、いいものはどん／＼ついて来る。こういうううな実情であります。補助の方は一部の都道府県の家畜衛生保健所である人工授精だけに補助する、そういう行き方でありまして。

○岡村文四郎君 家畜衛生保健所でやるのが馬鹿にならないといふお話ですが、それなら現在の計画があつてやつておるから別にこの補助を要さなくていいと思ふのですが、実はこの法律に何かそういう助成ができるというところをなぜ一休書がなかつたかと思ふのです。牧野の方には書いてあつて、予算がないからこれはアッペンだ。これには何にもないのだ。探し廻つて見ると、説明にもあれば参考書にあるから、これは買えるな、あるなといふことが分るだけの話なんだ。どういふわけであつて、そういうことをするといふ、何も国はそういうものに対しては一切考えない、こういうふうに見ないやうに、法律のどこかに匂わして置く必要があつたと思ふのですが、どうなんですか。

○政府委員(山根東明君) 牧野に対してはそういうことは書いてあります。が、実はこれに対しては奨励補助的な思想を採入れてないという点は、一つには只今衛生課長が御説明いたしましたように、この事業自体が何と言いますか、うまく運営されれば結構種付料収入で賄つて行けるというううな関係から、これを補助の対象にするということとはなか／＼財政面との関係でまあ相当無理があるのではないかと、これが根本になつておると思ひます。

○岡村文四郎君 どうも認識が不足で困つたものだ。一休現在の家畜の生産者と市場の状況がどうなつておるかといふことなんです。それで恐らく今の状態で行きますと、相当又種付するのが出ると思ふ。そこで将来は別として、今これをやろうとしてやる時分には、こういう時期には殊に面倒と言いますか、慣れないと言いますか、実行する時分にはせいで補助金を出さとか、保護をしてやるといふやうなことが最も奨励になつていいことであると思ふのですが、今までの話か聴きますと、これはそうではない。法律に書いて

うのですが、今までの話が騒ぎます
と、これはそうではない。法律に書い

て押し込めばいいわけです。二十五に着くというところに今知らせが入つたので、そうすけれども……。ただ注入すればいい。注入するの素人は危いから、それは人工授精師というにするといいだけで、全然民間にもどこにもさせないというのではない。むしろ協同組合なり、民間なり、従来うまくやつていたものはそのまま続けてやりなさい。私は府県なり何なりで衛生所がありまして、それに對しては、我々の地方では衛生所をそういうことでこれと競争して人工授精をやるようなことはさせません。それがために衛生所法の第五條かに衛生所の経営に對して農林大臣が命令することができるとになつておる。そういうことをすれば、早間と競合してそれを圧迫するような経営をやりまして、これを止めることもできるし、或いは認可を取消すこともできることになつておるのであります。我々の人工授精を奨励する方法は、こうやつて衛生所を通してやるわけでありまして。その土地にちゃんとすでに協同組合なり民間なりの立派な経営やつておるものは、それをむしろ技術的に指導して、例えば年間五百頭種なけをし得る能力の民間の協同組合な何なりの施設がありましたならば、更にこれを七百頭なり八百頭に成り得るように技術者を衛生所においてこれ指導する。そういうことをもちろんおるのであります。

○岡村文四郎君　今課長の御説明にれば僕の意見に大体合致して、それいいことですが、ところが今年二百六七十ヶ所作る、その施設を、保健所願つて行つたつて、それはとても足んと思ひますから、これを道庁でな

て民間でも希望者はやらせるといふことになりましようか。都道府県庁でなく相当成果を挙げようとしておるところならば、そこに半額なら半額の補助金をやつてやらせる方法でもいいのでありませんか。

○説明員(農務弘義) 一応国で補助し得るのは県だけだといふような、何かさういふききたりみたいになつておつて、我々の補助は全部、従来二十一年まで民間に対して、組合に対して補助をし、技術員の補助もし、人工授精の補助もやつておりましたけれども、それは切られたわけであつます。

○岡村文四郎君 それは都道府県にやつてもいいでしょう。頭は……都道府県から自由にやらせればいい。そこまで干渉しない。

○説明員(農務弘義) 實際問題は、家畜衛生所の設置に關しては全部都道府県に任せてあります。それで、まだ衛生所が不足しませんが、それでも、その前身である保健衛生施設は都道府県の自由にしてあつて、従来の建つておるところを見ると、大体協同組合の根拠のある組合事務所の附近であるとか、家畜種場のある附近であるとか、そういう所に建つておる所が多いのであります。ですから實際は協同組合なり何なりの経営が非常に困難になつて来て、技術員もなか／＼置けない。技術員も現役でなければいけないといふような事情になつておりますけれども、そういう連中が組合の方の手伝も或る部面はやつておることも多いのであります。ですから實際部面においては、協同組合との連絡とかさういふような、少くとも純粹の個人の施設に対する協力とか、或いは助けるといふことにはなり得ないかも知れませんが、協同組合に対しては、相

当現在の状態においてもプラスになつておる部面が多いと思ふのであります。

○岡村文四郎君 それはお話のように、今本今の個人で種付所を開設して人工授精所をやるといふのは割合に少いかも知れませんが、併しなからさういふ形になつておかないと、今言つて、計画は。そこで二百六十箇で、保健所ばかりでは續つて行けないので、やはり新しく作ると思う。そうするとこれは都道府県が直接にやるのでなければいかんという方針を、何らかそこを変えればどうにもなると思ふのです。それがどうしても変えられんかどうか……

○説明員(農務弘義) 今のところは都道府県に対する助成でなければ一応予算上は取れないわけなんです。

○岡村文四郎君 それはいいので、都道府県にやりますよ。都道府県にやるが、都道府県が自分が直接やるのではなく、都道府県がそこへ行つて県庁の役人を置いてやつておるかやつておらんか見なければならんことになるが、さうでなしに、それは名目で、實際は民間なり協同組合がやるんだ、こ

○説明員(農務弘義) これは実は八十ヶ所の衛生保健所は二十五年の計画なんです。二百六十ヶ所と申しますのは、既設の保健衛生所百八十ヶ所、本

年計画されておりますのが八十ヶ所、その合計が二百六十ヶ所になるのであります。保健衛生所は従来人工授精も一つの事業として技術的指導なり実施をやつておつたけれども、衛生課長がお話しましたように、人工授精を効率的にやるにはどうしてもそこに最小限度必要な設備も必要でありますし、もと／＼根本的にはそこには種畜を営しなくちゃならん、種畜がないことによつて、折角の人工授精の希望がありましても、なか／＼円滑に効率的にこれが行われないういふような実情でありましたので、従来の保健衛生所に本当に人工授精らしい人工授精が現実に

に行われ、それを本当の模範的な施設にしたい、こゝういふ考えから私達の方の生産の立場から申しまして、優良な種畜をそこに貸付けたり或いはその種畜をそこで安全に飼つて参りますために、サイロとか或いはその他必要な建物などを補助して行く。つまり種畜を飼ひ、その種畜を利用するといふ、従来の保健衛生所に欠けておりました面を今度新たに國が補助して、保健衛生所であり且つそこは立派な人工授精をやり得るモデル・ファーム、こゝういふものを作つて行く。こゝういふ考えから従来の百八十ヶ所にプラス今年計画されておる八十ヶ所、合計二百六十といふものを一応裏付けて行く。こゝういふ意味からして実は団体に対する助成といふ点については実は予算面において本年度認められなかつた。こゝういふ経過になつております。

○岡村文四郎君 そすると重複する部面もできて来やしないかと思ふ。例えば道庁が人工授精所を拵えようと思つておるところへ、例えば協同組合

が、俺もやるんだ、こゝうなると、その協同組合も相当優秀な種畜場を持つておつてやると、それが競合することになるが、その競合は避けることになるか、それでもやろか。

○説明員(農務弘義) それはできるだけ避けてやつて行く。もと／＼衛生課長もお話しましたように、種畜の生産或いはその利用といふものは、飽くまでもやはり民間が主体になつて、民間のさういふ種畜の改良なりその需要の体制といふものが本當に確立され、それが効率的に行われるといふことでありましても、本當の畜産といふものは起つて来ないと、こゝういふ考え方を我々常に持つておりますので、今回の場合も民間が本當に力があり、又現実的に人工授精をやつておるといふような所に対しては、より一層それを効率的にやつて頂くための技術的な指導は十分いたしますけれども、こゝういふ新たな施設を現在の個人、或いは民間団体の施設と競合するといふような所は極力避けるように、さうして民間のまだ発達しないといふような地帯で、而も相當今後種畜の改良なり或いは畜産の立場から見まして伸び得る素地があるといふような地帯に對しては、民間の及ばないところを國なり、或いは県の立場からそれを補つて行く。さうして従来の我々の得た経験なり、或いは技術の交換指導といふようなことを行なつて、効率的な指導をやつて行こうと、こゝういふ思想でございますから、民間の現在やられておるような所と決して競合するとか、これを圧迫するといふような考は飽くまでいたしておられませんし、県に對しましても、こゝういふ点につきましては再

三再四今回の我々のこの計画を示します際に、十分その点は徹底をいたして行きたいといふようにいたしておるのであります。

○岡村文四郎君 先に羽生さんからお話になつておられるように、この法律は家畜の改良増殖を重点的に、それはかり考へて、そのうちで大家畜の種付ばかり考へておつて、あとは殆んど見られないが、一体その改良増殖の本當の狙いは一体どこにあるのかといふことを聴かして貰いたい。この法律はもう大家畜の種付ばかりであつた何もない。その本當の狙いがどこにあるのか、一つの家畜の改良増殖といふと、これは又人工授精が改良だと言へばそれまでも知れませんが、それだけではちよつといかんと思ふのだが、その狙いを聴きたい。

○説明員(農務弘義) 或いはちよつと長くなるかも知れませんが、これはこの改正法律案の原法になつておりますところの種畜法を作りました経緯につきましては、種畜法を作りました當時、現在の山根局長がおられませんでしたので私からお答え申上げたいと思ふのでございますが、従来の種牡牛検査法及び種馬統制法という二つの法律がございましたが、これは御承知のように、非常に何と言いますか、強制的な、特に種馬統制法は専らその目標を軍馬の生産確保といふところに置いておりましたので、法律の内容は非常に強制的な内容ばかりでございます。御承知のように一々配合検査までをして全部國が統制してやる。種馬につきましても全部國が強制的な種付をし、強制的な放牧政策をやつて行くようなことになつております。一方又種牡牛検

設に対する協力とか、或いは助けること

は、既設の保健衛生所百八ヶ所、本

画しておるところへ、例えば協同組合

しても、こういう点につきましては再

とになつております。一方又種牡牛検

査法では、單に病気の点だけではなくて、資質の点につきましても強制的な検査をいたしまして、それによりまして合格不合格を判定いたしまして、合格しないものは種付に供與してはいけません。こういふような規定になつておつたのでございませう。総司令部の方でその点を強く指摘せられて、こゝういふようなものは即刻改めて根本的に民主的な法律に作り代へるか、然らずんば全然これは野放しにしないでいけないう強い注意があらはれたために、従来むしろ等閑に附せられておりました病気の点だけにつきまして検査をいたしまして、その伝染性の疾患、その他、遺伝性の疾患、こゝういふものを検査の一応対象にいたしまして、苟くも他に悪影響を及ぼしますところのそのういつた欠点を持つておるものは全部種畜としての資格がないといふことにいたしましたのであります。但しその際、従来のように一般の民間の方々は、やはり国なり或いは県なりの技術者が判定いたしますところの資質についての判定を依頼してございまして、それによつて国が、或いは県が資質がいいという批評したものを額つて種付をするというような多年の習慣になつておりますので、單にこの種馬なり、或いは種牡牛は病気がないという程度だけで合格不合格を決めてしまふと、一般のこの技術者はその種畜に對する甲乙判定の拠りどころがなくなりまして、少くとも一般の鑑識眼が技術的に相当向上して来るまでは、やはり従来と同じように或る程度資質についての民間に對する指導なり、その拠りどころをいたしたいというような考から、合格不合格の基準は只今申

上げました伝染性の疾患であるとか、或いは遺伝性の疾病、その他の点につきましても決めるだけでございますけれども、合格をいたしましたものにつきましても、御承知のように血統、或いは能力、それからその種畜の資質といふたようなものを一応判定の基準にいたしまして、大きく三段階に分けまして、一級、二級、三級というように分けまして、そして種畜の証明書にその旨を記載いたしまして、一般に對する或る程度の種畜としての資質を判定する拠りどころを示して行くというものが現行の種畜法の行き方であつたわけでありませう。そういうようなわけでございますまして、現在のものにつきましては、單に過去の種馬統制法なり、種牡牛検査法による種畜の検査といふことだけを、一応そのういつた新しい方向に変えておるわけでございますが、その意味から申しまして、單に種畜を検査するといふことだけでございしたものを本當に積極的に効率的に利用するといふ面が現在の種畜法には欠けておつたわけでありませう。従つてここで新たに段々と普及の過程にありませうところの人工授精における本當の意味の指導を與えて、立派な種畜をより一層効率的に利用するといふ面を投入してやつて行きたいといふことになつておる。新たにここに今回提案いたしておりますところの人工授精を採入れた案でございますが、もと／＼この名前は改良増殖法になつておるのでございまして、當時いろ／＼と論議せられまして、もう少しいろ／＼の要素をこれに取入れたいというような意向もあつたわけでございますが、取敢ずこの改良増殖法には、いわゆる種畜と、その

効率的利用、それを通じて改良増殖を積極的にやつて行こう、その線だけを一応今回取りまとめたわけでございます。只今御指摘に相成りましたように、確かにこれは生産なり、或いは生産増強といふ点だけでございまして、広い意味の、あれから申しますと、更に一層そのういつた面も、將來今回の法律を何時か、何らかの形において綜合していくような形のものを作り上げれば非常に結構じやないか、こゝういふように考へております。

○岡村文四郎君 今の説明で、大体現在の考へ方は分つたのですが、そこで質を本位にお考へになつてゐるのか、数を本位にお考へになつてゐるのか、それをお聴きしたい。

○説明員(神尾正夫君) どつちかという質問の方でございます。

○岡村文四郎君 そうすると、質を選ぶのには制限があると思つてございませうが、現在の日本の実情に照して……

○説明員(神尾正夫君) 種畜の質のことですか。

○岡村文四郎君 日本の実情を考へて行つて、馬格の高い良馬を考へ、その良馬が良馬として十分果し得るだけの用途があるかどうか、それより数でやつて行つて、安いものを出したら一体どうなるか、それはどう考へておいでですか。

○説明員(神尾正夫君) 数の点につきましまして、一応どういふ面からでも種畜の頭数さえ或る程度確保いたしますれば、できるだけ生産の面は、おのずから行われて行こうと思つてございませうが、特に人工授精の面から申しますと、等しく質と申しまして、やはり

それは、その土地々々の事情によつていろ／＼程度が異なるかと思つてございませう。従つて人工授精をやることは、それだけ生産を増強するといふことに結論的にはなるわけでございますが、その生産を増強する場合、只今御質問の家畜の質といふ点につきましては、今までのような、全国、特に馬の点について申上げて見ますれば、軍馬といふものを対象にいたしまして、全国殆んど劃一的な質を強要したといふようなことは、当然これは改められなければならぬ。従つて人工授精のようなもので、特にそれを効率的に利用して、生産をうんと高めて行こう、こゝういつた面については、十分その泉なり、その土地々々の事情によつて、最もそこに適したものを人工授精の方に利用する。こゝういふことで行かなくてはならないといふ考へ方を持つております。それは人工授精の方を利用する。そういう種畜については、その泉の知事さんが十分学識なり、その土地の事情に明るい人々の意見を十分聴かれました、この地帯には、いわゆる従来のような見方からして……従来はなくて、只今後段に申上げましたような、そういう観点から見た意味の普及したいといふようなものは人工授精所の方で利用して頂くといふような考へ方から、法律の方でも、やはり人工授精を利用する、そのういつた過程を踏んで適当な種畜をそこで利用して頂く、こゝういつた規定をいたしておるわけでありませう。

○岡村文四郎君 いろ／＼お話がありますが、私共素人で、馬を生産したり、使つたりすることでは素人ではありま

せんが、今申上げますようなことは、素人に遠いのであります。現在日本の状態から考へて見て、一番大消費の消費の面は、まあ都市馬もありませんが、なんといつても農耕馬が一番多いと思つておることは、耕馬が耕しておると思つておることは、耕馬が耕牛に変わつたと思つておるものであります。そこでこれは、生産に大影響がある。例えば北海道が牛乳の生産地と誇つておつたが、それはとんでもないことと、終戦後今日になつて見ると、まるで北海道の牛乳の生産量は内地と比べると恥かしいものである。こゝういふやうに変わつて来ておるが、これはいいことであつて、北海道はどうなつても構わんから、日本全体がこゝういふやうになり、牛乳が豊富になつて、人口の殖えるに伴つて、それが使えていいこととあります。さてそのやうな一体馬はどうなるか、今一番困つておるのは、輸送費が高くなつて、なか／＼北海道からこちらに馬を持つてきて、その馬を捌けない状態なんです。そこで質のいい馬は、誰が見てもいい馬が買えないので、使つても、安くていい馬が買えれば一番いいのであります。何も悪い馬を使いたいといふ人は殆んどないと思つてございませうが、今考へになつておるような状態で行つて、現在の日本の大家畜の状況が一体どうなるだらう、これが産地の一番の悩みなんです。そこで人工授精にも、普通種付もさることながら、この馬は一体どうなるだらうか、牛はこの関東近辺は下つておりますが、北海道は上りつたところといふことは、北海道が今二千頭の牛を買つて貸付ける、それから岩手から一年に千五百頭の牛を入れる、こゝう

いうわけで、どん／＼牛は高くなつても、馬は適に安くなる、こういうことになるのですが、畜産局の方で専門にお考えになり、生産する以上は用途も心配になつておると思ふのですが、どういつたお考えになつておるか。

○政府委員(山根東男) その点につきましては、私共の考を申し上げます。馬については、先程申し上げましたように、五ヶ年計画でも一つの増殖目標を立てております。ただ外の家畜が、例えば牛等が計画目標を超過、オーバーしておりますのに対して、馬は今日計画目標に到達していないという現状であるのでありまして、この理由を考へて見ますと、終戦以来、馬に対する一般の考へ方、或いは国の政策の取上げ方が、一時反動的に動きまして、いわば殆んど確たる政策が立てられなかつたことが原因であらうと思ふのであります。そこでこれをそのまま放任するつもりは実はないのでありまして、私共も本年度の予算にも、今後の馬をどうして行くかというところについて、少し新しく問題として取上げる必要があるという見地から、実は或る程度の経費の計上も計画したのであります。いろいろ都合で予算も実現を見なかつたわけであり、併しそのために私共は、差迫つた事情を、予算の実現を見ますまでこのまま放置しておくつもりはないのでありまして、私共は、経費の面では既定の経費をやり繰つてでも今後の馬をどう持つていくか、先程生産課長からもちよつと申上げましたように、地域的に、どの地域でどういう馬を、どういう用途にこれを作り上げて行くかというところを中心にして、馬の問題

を早急に取上げる、そうすることによつて今日まで放置されて来ましたが、對する政策を新しく私共取上げて参りたい、かような考えをいたして参ります。

○岡村文四郎君 話が飛び／＼でなんです。委員長が最初に、種牡馬の免許に千円、人工授精師の免許に千円、その書換に百円、これは大したことでないかも知れませんが、人工授精師の許可は、一回切りでしようからどうかと思ひます。種馬は毎年千円取られ、そうしてどうも今の千円という考へ方は、法律に書いておいてこれほどなるかということ。私も委員長と同じように、当然今までやつたような無料であるべきでないか。若しそうなると思ふと今の千円で馬の仔が二頭買えるようになりやしないか、こういう心配をするわけでありまして、これは委員長もお話のように、何とか道り繰りをして、千円、千円というのを取らないで、無料でもやらせるようなことをお考えになつたらどうか。絶対に駄目なのか。

○委員長(橋見義男君) この点、私は申上げたのだけれども、少くとも検査手数料というものは、不当利得です。不当利得をこの際する必要がないじやないか。一方で種馬基金というものは畜産振興に使うというところを、法律の修正までやつて、又参議院の方から民間団体に競馬をやらして、その利益で畜産振興をやる。こういうような提案を出案を出そうとしておる際に、よく衆議院がこの法案を僕は通したと思ふ位不思議な理由、不当利得をしなければならぬ理由、それから検査手数料を取らなければこの法律が施行されないという理由が納得できればよいのですが、それでなくてはこの法律には同意し兼ねると思ひます。

○政府委員(山根東男) 岡村委員の御指摘のように、千円と法律では書いてありますけれども、先程御説明いたしましたように昨年の実績で計算したてみますと大体六百円前後の実は経費が一頭についてはかかつておるわけでありまして、千円以内と法律にはこの規定してありますので、六百円程度にこれは……確か省令で定めることになつておりますので、六百円程度に省令で定めたいと考へております。将来経済事情が変りまして、或いはその額は高下される場合もあるかも知れないと思ひますが、差当りはこういう考へ方をしております。

それから新しく、従来無料でありましたものが新しく負担をかけるという点は、私共も非常に気になる点であります。併しながら先程来、たび／＼申しましたように財政上の負担が国におきましては地方におきましては相当多い現状でありますので、一方にはこの検査によつて、検査を受けた人は種畜として、まあ具体的に言えば検査に合格すれば非常な馬は値上りにもなりま、そういうような面でも受検者の利益になるという点もありますので、先程もちよつとお断りしましたが、他のいろいろ／＼なこうした検査の例等も参酌いたしまして、これに対する実費程度の検査手数料を徴収することは必ずしも無理ではないじやないかという考へ方を持つておるわけでありまして、必ずしも……

○委員長(橋見義男君) そこがどうも……

ちよつと速記を止めて下さい。

午後三時二十五分速記中止

午後三時五十八分速記開始

○委員長(橋見義男君) では今日はこの程度で散会いたします。

午後三時五十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 橋見 義男君

理事

羽生 三七君
池田宇右衛門君
石川 準吉君
藤野 繁雄君

委員

北村 一男君
深水 六郎君
赤澤 與仁君
徳川 宗敬君
岡村文四郎君

政府委員

林野庁長官 横川 信夫君
農林事務官 山根 東明君
(畜産局長)

説明員

農林技官 神尾 正夫君
(畜産局長) 齋藤 弘義君
農林技官 齋藤 弘義君
(畜産局長) 中川久美雄君
農林技官 齋藤 弘義君
(畜産局長) 中川久美雄君
農林技官 齋藤 弘義君
(畜産局長) 中川久美雄君